

## ■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っています。また、〈にっしん〉は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えています。

### 自己資本の充実度に関する事項

単体

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	351,186	14,047	389,848	15,593
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	343,090	13,723	373,098	14,923
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,253	50	2,759	110
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	207	8	207	8
我が国の政府関係機関向け	385	15	382	15
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,425	1,937	53,530	2,141
法人等向け	135,778	5,431	155,260	6,210
中小企業等向け及び個人向け	63,623	2,544	64,141	2,565
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	61,272	2,450	60,829	2,433
三月以上延滞等	371	14	145	5
取立未済手形	30	1	31	1
信用保証協会等による保証付	4,741	189	4,483	179
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	10,098	403	17,228	689
出資等のエクスポージャー	10,098	403	17,228	689
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	16,902	676	14,096	563
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,876	195	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,397	135	3,397	135
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,272	90	2,075	83
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	6,356	254	6,248	249
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,787	431	17,841	713
ルック・スルー方式	10,787	431	17,841	713
マナデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,926	△117	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	234	9	332	13
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,772	710	18,445	737
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	368,958	14,758	408,293	16,331

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	351,455	14,058	390,174	15,606
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	343,359	13,734	373,425	14,937
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,253	50	2,759	110
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	207	8	207	8
我が国の政府関係機関向け	385	15	382	15
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,425	1,937	53,530	2,141
法人等向け	134,975	5,399	154,556	6,182
中小企業等向け及び個人向け	63,623	2,544	64,141	2,565
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	61,272	2,450	60,829	2,433
三月以上延滞等	371	14	145	5
取立未済手形	30	1	31	1
信用保証協会等による保証付	4,741	189	4,483	179
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	9,948	397	17,078	683
出資等のエクスポージャー	9,948	397	17,078	683
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	18,123	724	15,277	611
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,876	195	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,397	135	3,397	135
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,279	91	2,080	83
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	7,570	302	7,424	296
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,787	431	17,841	713
ルック・スルー方式	10,787	431	17,841	713
マナデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,926	△117	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	234	9	332	13
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,611	704	18,298	731
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	369,067	14,762	408,473	16,338

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 当グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>  $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$   
5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%